

平成 18 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 名原 健治 (JASDAQ・コード3779)

問合せ先

業務管理統括本部兼 IR 本部部長 福薗 雅士 (電話 03 - 3507 - 6350)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 1 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当会社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設する ものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等を インターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設す るものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所 要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款に は以下の定めがあるものとみなされております。

- . 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- . 当会社は、株券を発行する旨の定め。
- . 当会社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。
- (2) 当会社現行定款の附則については、当会社の設立時における内容であり、不要となったため削除するものであります。

2.定款変更の内容 変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線部分となります。)

TFパニウキカ	()	(変更固別は下級部力となります。)			
現行定款			更案	5.1	
第1章 総 則	(** = \	第1章	総	則	
(商号)	(商号)	/ 1月/二 じわりつ			
第1条 当会社は、ジェイ・エスコム ホールディ ングス株式会社と称し、英文では J・ESCOM	第 1余	(現行どおり)			
フグス株式芸社と称し、英文では J・ESCOW HOLDINGS, INC.と表示する。					
(目的)	(目的)				
(ロロリ) 第2条 (1)当会社は、次の業務を営む会社及びこ	, ,	(現行どおり)			
れに相当する業務を営む外国会社の株式又は持	까스자	(元11000)			
分を所有することにより、当該会社の事業活動を					
支配・管理することを目的とする。					
1.教育機器材の制作販売					
2 . 図書及び雑誌の出版販売					
3 . 時計及び健康機器の製造販売					
4 . 家庭用電気機器及び電子機器(含む OA 機器、					
通信機器)の製造販売					
5 . 事務機器及び事務用品の製造販売					
6.計量器、計測機器の製造販売					
0 . 計量器、計削機器の製造販売 7 . 日用品雑貨の製造販売					
7 : 日常品報貨の装造販売					
9 . 美術品の販売					
10.貴金属及び宝石の販売					
11.食品加工機器の販売					
12. 古物の売買					
13.前各号の製品の輸出入業					
14 .生命保険の募集に関する業務並びに損害保険代					
理業					
15.旅行斡旋業					
16.情報処理サービス業					
17.カタログ及び直接訪問並びに通信販売事業					
18. 商品の物流及び配達					
19.物販及び物流事業に関する市場調査 20.労働者派遣業					
20.カ関有派追集 21.学習塾の経営					
22.不動産の管理					
23.放送業務一般					
24.経営コンサルタント業					
25. 化粧品・美容品等の製造販売					
26.前各号に附帯する一切の業務					
(2)当会社は、前項各号に附帯又は関連する一切の					
業務を営むことができる。					
(本店の所在地)	(本店の	所在地)			
第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。	第3条	(現行どおり)			
(新設)	_(機関σ)))			
·			総会及	なび取締役のほか、次 となる	
	の機関	『を置く。	_	_	
		取締役会			
		監査役			
		<u>監査役会</u>			
	(4)	<u>会計監査人</u>			

(公告方法)

第<u>4</u>条 当会社の公告は、電子公告<u>により行う</u>。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告<u>による</u>ことができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第<u>5</u>条 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、22,932 万株とする。

ただし、株式を消却した場合は、これに相当する株式数を減ずる。

(新 設)

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、商法第211条/3第1項第2号 の規定により、取締役会の決議をもって自己株式 を買い受けることができる。

(1単元の株式の数)

第<u>7</u>条 当会社の<u>1</u>単元<u>の</u>株式数は、1,000 株とする

(単元未満株券の不発行)

第<u>8</u>条 当会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。</u>)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。

(新 設)

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、質権の登録 又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、単元未満株式の買取り、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、届出の受理、その他株式に関する手続及びこれらの手続に際して徴収する手数料等については、取締役会の定める株式取扱規程による。

(名義書換代理人)

- 第 <u>10</u>条 当会社は、株式につき、<u>名義書換代理人</u> を置く。
- 2 .名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。

変更案

(公告方法)

第<u>5</u>条 当会社の公告<u>方法</u>は、電子公告<u>とする</u>。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告<u>を行う</u>ことができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第<u>6</u>条 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、22,932 万株 とする。

(株券の発行)

<u>第7条</u> <u>当会社は、その株式に係わる株券を発行する。</u>

(自己株式の取得)

第<u>8</u>条 取締役会の決議<u>により、市場取引等による</u> 自己株式の取得を行うことができる。

(単元株式数)

第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株券の不発行)

第 10条 当会社は、<u>単元未満株式</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。

(単元未満株式についての権利)

- 第 11 条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利(2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求を する権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割 当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権 利

(株式取扱規程)

第 12条 当会社の株券の種類、株主の氏名等株主名 <u>簿記載事項の変更</u>、単元未満株式の買取り、株券 の不所持、株券の交付、株券喪失登録<u>及び新株予</u> <u>約権</u>の手続、届出の受理、その他株式<u>または新株</u> <u>予約権</u>に関する手続及びこれらの手続に際して徴 収する手数料等については、取締役会の定める株 式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第 13条 当会社は、株式につき、<u>株主名簿管理人</u>を 置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3.当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>及び</u>株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>前条の株式</u>に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に<u>取り扱わせ</u>、当会社においてはこれを取り扱わない。

(基準日)

- 第 11 条 当会社は、毎決算期末日における最終の 株主名簿に記載又は記録されている株主(実質株 主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に 関する定時株主総会において権利を行使するこ とができる株主とする。
- 2.前項のほか必要あるときは、取締役会の決議に より予め公告して、一定の日における株主名簿に 記載又は記録されている株主又は登録質権者を もってその権利を行使することができる株主又 は質権者とする。

第3章 株主総会

(新 設)

(定時総会及び臨時総会)

第 <u>12</u> 条 定時株主総会は、毎<u>決算期の翌日から3</u> <u>ヶ月以内</u>に招集し、臨時株主総会は必要がある場 合に随時招集する。

(招集者及び議長)

第 13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

- 第 14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2.<u>商法第343条に定める特別</u>決議は、<u>総</u>株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の3分の2以上をもって決する。

(新 設)

(議決権の代理行使)

- 第 15 条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。
- 2.前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに当会社に提出することを要する。

変更案

3.当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下 同じ。<u>)</u>株券喪失登録簿<u>及び新株予約権原簿</u>は、 <u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株 <u>式並びに新株予約権</u>に関する事務は<u>株主名簿管理</u> 人に<u>委託し</u>、当会社においてはこれを取り扱わない。</u>

(削除)

(削除)

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (招集の時期)

第 <u>15</u>条 <u>当会社の</u>定時株主総会は、毎<u>事業年度6月</u> に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集 する。

(招集権者及び議長)

第 16 条 (現行どおり)

(決議要件)

- 第 <u>17</u>条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段 の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使</u> できる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2.会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第 18 条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することが できる。
- 2.前項の株主または代理人は、代理権を<u>証明</u>する書面を総会ごとに当会社に提出することを要する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第<u>16</u>条 当会社の取締役は、5名以内とする。 (選任)

第17条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2.取締役の選任<u>決議</u>は、<u>総</u>株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数で行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 <u>18</u>条 取締役の任期は、<u>就任</u>後 2 年内<u>の最終の</u> <u>決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2.増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 <u>19</u>条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選</u> 任する。
- 2.取締役会の決議により取締役会長、取締役社長 各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締 役各若干名を定めることができる。
- 3.取締役会の決議により相談役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

- 第 <u>21</u>条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 . 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで取締役会を開くことがで きる。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(新 設)

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定 款のほか、取締役会において定める取締役会規程 による。

(報酬及び退職慰労金)

第 24 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総 会の決議により定める。 変更案

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 (現行どおり)

(選任)

第21条 (削除)

取締役の選任は、<u>株主総会において、議決権を</u> 行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数 で行う。

2.(現行どおり)

(任期)

- 第<u>22</u>条 取締役の任期は、選任後2年<u>以</u>内<u>に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 . (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 <u>23</u>条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選定</u> する。
- 2. 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長 各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締 役各若干名を選定することができる。
- 3. (現行どおり)

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第25条 (現行どおり)

(取締役会の決議方法)

第26条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会規程)

第 28 条 (現行どおり)

(削除)

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第25条 当会社の監査役は、3名とする。 (選任)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。 2.監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の

1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数で行う。

(仟期)

第 27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の 決算期に関する定時株主総会終結の時までとす

2.補欠として選任された監査役の任期は、退任し た監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第28条 監査役は、互選により常勤の監査役を定 める。

(監査役会の招集通知)

第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必 要があるときは、この期間を短縮することができ

(監査役会の決議方法)

第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めあ る場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会規程)

第 31 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定 | 第 35 条 (現行どおり) 款のほか、監査役会において定める監査役会規程 による。

(報酬及び退職慰労金)

第 32 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総 会の決議により定める。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第6章 計

(営業年度及び決算期)

第33条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌 年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算 期とする。

変更案

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 (現行どおり)

(選任)

第30条 (削除)

監査役の選任は、株主総会において、議決権を 行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数 で行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会終結の時までとする。

2.(現行どおり)

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を 選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 (現行どおり)

(監査役会の決議方法)

第34条 (現行どおり)

(監査役会規程)

(削除)

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選 任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。

2.会計監査人は前項の定時株主総会において別段 の決議がされなかったときは、当該定時株主総会 において再任されたものとみなす。

第7章 計

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌 年3月31日までとする。

(利益配当金)

第 <u>34</u>条 当会社<u>の利益配当金は、毎決算期の最終</u> <u>の</u>株主名簿に記載又は記録された株主<u>又は</u>登録 質権者に対し<u>て支払う</u>。

(新 設)

(中間配当金)

第 35 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録され た株主又は登録質権者に対し、商法 293 条 / 5 の 規定による金銭の分配(以下中間配当金という。) をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 36条 利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 .未払いの<u>利益</u>配当金及び中間配当金には、利息 をつけない。

<u>附 則</u>

(設立に際して発行する株式)

- 第1条 当会社の設立に際して発行する株式の総 数は57,330,906 株とし、すべて普通株式とする。 (最初の営業年度)
- 第2条 当会社の第1期の営業年度は、本会社成立 の日から平成18年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第3条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期 は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株 主総会の終結の日までとする。

変更案

(剰余金の配当)

- 第<u>39</u>条 当会社<u>は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の</u>株主名簿に記載又は記録された株主<u>若しくは</u>登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
- 2.前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月 30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しく は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことが できる。

(削除)

(配当金の除斥期間)

- 第 <u>40</u> 条 <u>期末</u>配当金又は中間配当金が支払開始の 日から<u>満</u>3年を経過してもなお受領されないとき は、当会社はその支払義務を免れる。
- 2.未払いの<u>期末</u>配当金及び中間配当金には、利息 をつけない。

(削除)

以上